

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年6月21日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	松井 豊 君		斉藤 芳夫 君
	有泉 庸一郎 君		内藤 久歳 君
	保坂 芳子 君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

横山 洋介 君	金丸 幸司 君
五味 武彦 君	金丸 寛 君
小澤 重則 君	清水 正二 君
米山 昇 君	山本 今朝雄 君
三浦 進吾 君	藤原 正夫 君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 博文 君	総務部長	三井 敏夫 君
市民部長	望月 映樹 君	生活環境部長	小田切 聡 君
教育部長	生山 勝 君	企画財政課長	横森 貴志 君
総務課長	石合 雅史 君	防災危機管理課長	長谷川 秀明 君
税務課長	長田 裕二 君	市民活動支援課長	白神 忠広 君
生涯学習文化課長	土屋 達巳 君	企画係長	田中 貴則 君
財政係長	宮本 裕 君	総務係長	小林 一三 君

管 理 係 長	久保田	浩 君	防災減災係長	広 瀬	修 君
市 民 税 係 長	有 泉	正 恵 君	市民活動支援 係 長	伊 藤	敦 君
生涯学習係長	羽中田	和 幸 君	文化財係長	大 嶋	正 之 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩 下	和 也	書 記	輿 石	文 明
書 記	有 野	恵 里			

審査内容

1 条例審査

議案第44号 甲斐市税条例の一部改正の件

議案第43号 甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報公開条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第29-2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

4 その他

開会 午前 9時27分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長谷部委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） おはようございます。早朝よりのご参集ご苦労さまです。

やっと雨が降りました。中には雨が降ってお困りの方もいると思いますが、私も今年度、消防団の訓練指導員をしております、雨が降ると訓練ができず困ってしまいますが、農家の皆様には、まさに恵みの雨だと思います。穀物が順調に成長できますことを期待いたします。

本日の委員会は、条例審査に始まり請願審査までとなっております。

スムーズな進行にご協力いただけますことをお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までとします。

審査に入る前に、お諮りをいたします。

本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第44号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） おはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、市民部税務課より議案第44号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説
明をさせていただきます。

甲斐市定例市議会議案の17ページをお願いいたします。

議案第44号の甲斐市税条例の一部改正の件につきまして、まず、この改正の提案理由と
いたしまして18ページの一番下の欄をお願いいたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正す
る政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令
が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。これが
この条例案を提出する理由であります。

次に、改正の概要につきまして、甲斐市定例市議会資料13ページをお願いいたします。

改正概要につきましては、市民税、軽自動車税関係の改正となっております。

1番、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備ですが、法改正により従来の「控除
対象配偶者」は「同一生計配偶者」と名称が改められ、同一生計配偶者のうち、前年の合計
所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者について控除対象配偶者と規定されました。

施行は、平成31年1月1日となります。

条例改正箇所は、14ページの新旧対照表の甲斐市税条例個人の市民税の所得割の非課税
の範囲等で、附則第5条第1項中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めた用語の整備と
なります。

次に、13ページの概要をお願いいたします。

2番、軽自動車の税率の特例ですが、これは消費税率の導入が平成31年10月1日に変更

になったため改正を行うもので、今までの「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」と改め、5月の臨時議会において専決の承認をいただきました附則第6条の用語の整備に基づき、今回は同条の表の整備を行うものであります。

施行は、平成31年10月1日からとなります。

条例改正箇所は、14ページの新旧対照表の甲斐市税条例の一部を改正する条例で、附則第6条第1項中、「軽自動車税」の後に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「甲斐市税条例第82条及び」に、「掲げる」の後に「同条例の」を加え、表については、左欄、新条例第82条第2号アを第82条第2号ア（イ）、（ウ）a及び（ウ）bに、新条例附則第16条第1項の表以外の部分を附則第16条第1項に、右欄の新条例の一部を甲斐市税条例の一部に、左欄新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項を附則第16条第1項、表第2号ア（イ）の項に、中欄第82条第2号アを第2号ア（イ）に、右欄第82条第2号アを第82条第2号ア（イ）に改め、以降、（ウ）a及び（ウ）bと各欄を訂正する形となります。

以上で議案第44号 甲斐市税条例の一部改正の件についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料の13ページですが、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備ですが、もう一度ちょっと、この同一生計とかの意味合いをもうちょっとわかりやすく説明してください。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今まで控除対象配偶者ということで一律で言われておりましたが、今回、その控除対象配偶者を同一生計配偶者ということで言葉的に改めたものになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） つまり、その新旧で同じことなのか、違うことなのかちょっとわからないんですけども。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） これは所得税法の改正から来ているものなんですけれども、今まで申告する方の配偶者ですね、その方は全て控除対象配偶者という形で定義していたんですけれども、今回の改正に伴いまして申告者の所得要件が出てきました。それに伴って申告者の所得が3段階に分かれますので、そのために今までの控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めた中で、申告者の所得に応じて3段階に分かれますので、その対象になる方を控除対象配偶者ということで改めました。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） つまり、例えば一般の、普通の、標準の家庭だとすると、このことは有利になるのか不利なるのか、ちょっとよく見えないんですよ。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今、申告者の所得が3段階に分かれたということで、その内容については、まず900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下という形で、1,000万円を超えると控除にならない、とれないという形になりますので、1,000万円以上所得がある方については控除が受けられないので、その分は所得がある方については不利になるのかなということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） その分、逆に下の層についてはどうなるのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 下の層についても、国のほうでは市町村のほうが減収になるという試算をしております。ですので、市民の方については有利になるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今のその3段階のところなんだけれども、今までこの3段階は900万円以上950万円超、1,000万円以下という説明があったんだけど、これは今までこの3段階というのはなくて、その扱ってどうなったんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今までは段階はなかったですけども、1,000万円以上の所得がある方はこの控除は受けられないという形は、今まではありました。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第44号 甲斐市税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で議案第44号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き条例審査を行います。

議案第43号 甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報公開条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） おはようございます。

それでは、議案第43号 甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして概要を説明いたします。

議案書は13ページ、議会資料1ページをお願いいたします。

議会資料に基づきまして説明を行います。

初めに、改正の経緯であります。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法令の整備に関する法律というような非常に長い名称の整備法であります。この整備法、31本の法律が該当をしております。

また、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、去る5月30日に施行いたしました。非常に多くの法律が改正されましたが、この中で、今回の条例改正に直接影響を与えた法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる番号法と呼ばれている法律でございますが、この2つの法律であります。

法律の改正の趣旨であります。番号法により自治体が保有する各種情報連携が開始されることに伴い、条例で定める独自利用事務の情報連携を可能とする条項の追加と個人情報の定義の明確化を初め、要配慮個人情報及び個人識別符号等に関する規定が新たに追加されたことでもあります。

これら法律の改正に伴い、法律と条例との整合性を図るため、該当する2つの条例の一部改正を行うものでございます。

初めに、甲斐市個人情報保護条例の一部改正であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を受け、個人情報の定義の明確化を初め、要配慮個人情報及び個人識別符号に関する規定の整備、また号ずれ等の解消を図る内容となっております。

改正箇所は、第2条、3条、4条、10条、11条、14条、15条になります。

また、番号法の改正により、独自利用事務に係る特定個人情報の情報連携を可能とする情報提供等記録に係る規定の整備として第2条と第34条の改正を行うものであります。

さらに、新たな規定の追加による条ずれの解消が第35条に生じます。

次に、甲斐市情報公開条例の一部改正であります。個人情報に関する定義の明確化に伴い第7条を、また条文中の号の整理として第20条の改正を行います。さらに、甲斐市個人情報保護条例施行規則につきましても、条例改正により引用条文の号ずれの解消として第2条を、また従前からありました引用条文の条ずれの解消をあわせて行うものであります。

資料3ページ、個人情報保護条例新旧対照表をお願いいたします。

第2条第2号アとして、より詳細に個人情報の定義を規定する規定の追加となります。

第2号の2に個人識別符号を、第2号の3として要配慮個人情報の規定を追加する改正となります。

4ページ、第6号の改正は、特定個人情報の情報連携に係る改正となります。

第3条第3項及び第4項の改正は、要配慮個人情報の用語の整理であります。

5ページの第4条は、電磁的記録に関します用語の整理となります。

第10条は、第6号に要配慮個人情報の保有に関する届け出の規定の追加と、それに伴う号の繰り下げになります。

第11条第1項、6ページの同じく第11条第2項は、号ずれに伴います引用条項の変更となります。

第14条第3号は、開示請求において、開示請求者以外の個人識別符号は開示できない旨の規定の追加となります。

7ページ、第15条第2項は、開示情報に個人識別符号が含まれている場合、符号部分を除いた部分は開示できる追加規定となります。

第34条第2号は、情報提供等記録に関する引用条項の整備となります。

8ページになります。

第35条第2項第1号は、番号法の条ずれに伴います引用条項の整備となります。

次に、資料9ページになります。

情報公開条例の新旧対象表となります。

第7条第1号は、個人に関する情報の定義の明確化を図る改正となります。

10ページ、第20条第1項第3号は、今回削除いたします。同じ条文が第2項第3号に規定されておりますので、不要な条文を削除するものであります。

資料の11ページになります。

個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則となります。

個人情報保護条例の改正に伴いまして改正するものでございます。

第2条第2項及び第11条第2項ともに、条例の条ずれに伴い引用条項を改正する内容となります。

以上、議案第43号 甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報公開条例の一部を改正する条例の概要説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 議会資料の1ページの下の方に、改正の概要の中で個人情報の定義の明確化のことがしばしば出てきますけれども、一言で言うとどんなあれなのか。いろいろあちこち飛んでいてよくわからないので。

○委員長（長谷部 集君） 小林係長。

○総務係長（小林一三君） 個人情報の定義の明確化でございますけれども、法改正によりまして……、すみません、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。その中で、2条の第2号に個人情報ということで、旧のほうにはこうしたアンダーラインを引いている部分が短く、そういった表現しか今までなかったわけなんですけれども、国の法律の改正におきまして、例えば指紋のデータや旅客番号、パスポートの番号とか、そういった個人を識別することが可能な情報につきましても個人情報に該当するのではないかということで明確化されたということで、法律の中でそういったものも個人情報として捉えたということで、改正に合わせまして当然法律で明確にされましたので、市におきましても、当然そういった条例に同じような定義を置いたほうがいいということで、新のほうを見ていただきますと、第2条2号のアとイ、それぞれそういった表現に改められたと。

あわせまして、第2号の2個人識別符号というものと、4ページの上になりますけれども、第2号の3に要配慮個人情報、これにつきましてもあわせて定義づけはなされたものというものでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今の説明だと、そういった情報も行政はつかんでいるけれども、保護はきちっとしなくちゃいけないという内容で、事細かく内容が表現されたという形の説明だろうと思うんだけど、そうすると、仮に行政に何らかの関連するような行政機関から情報提供があったときには、それは行政同士の判断で情報の提供がされたり、こちらから情報を求めたら向こうが出してくれたりというようなことはあり得るといふことの考えでよろしいわけですかね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 番号法の関係で、いわゆる自治体がとり行わなければならない事務というのがあります。その中に定義づけられている約11の事務がございますけれども、その事務においては、こういう符号、番号みたいなものは、いわゆる情報連携がなされていくということになります。それ以外の事務に関しては情報連携は行いません。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それで、この実施機関は、要配慮個人情報を保有してはならないと書いてあるね。この実施機関という機関はどういった類いのものが保有してはならないものか、あるいはこういう機関なら保有しても、共有してあってもいいという境目みたいなのはどんなところになりますか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 実施機関の定義でありますけれども、当然、甲斐市が第一義的に今挙げられるわけでございます。それ以外の例えば選挙管理委員会とか、そのほかのいろいろな委員会もございまして、そういう部分も含まれるわけでございます。当然、教育部局の教育委員会も実施機関の中には含まれるということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私は、いわゆる保護という観点ばかりではなくて、個人情報の中に、例えば共有して当然みたいなものももっと幅広くあり得る可能性があるというふうに、この条例の話が出たときから思っていたんですけども、特に医療とか保険とか介護だとか、何でもそうなんだけれども、とにかくたんびたんびにお金のかかるようにかかるようにだけなっているのに、個人情報だからという大義で今まで開始ができなかったという部分がいろいろ

ろあろうと思うんですね。共有もしていなかった。そういったところは今後、この文面を見ている限りでは、やり方次第では情報の中身にあるものを共有し合って、いわゆる余分なお金をかけない方法もとれるんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 要配慮個人情報ということで、具体的には本人の人種でありますとか信条、社会的身分、病歴、さらには犯罪の経歴、また犯罪により被害をこうむった事実でありますとか、そのようなことが要配慮個人情報になるわけでございますけれども、当然、法の定めで、そういうものの要するにやり取りが可能なものもございますし、逆に禁止されている場合もありますので、その辺は法律に照らし合わせた中での運用は努めていくということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） かなり複雑になるとは思うんだけど、やっぱり基本的には市民生活の負担をなるべく軽くしたりというようなことに有効的に使える情報は共有し合って有効的に使うとかということ、あるいは、そう言っちゃいけないけれども、税金の問題にしてもしかりで、やっぱり適正か不適切かというようなことだっつつかんでいけば、行政と税務署と何とかと何とかは全く別のもんだみみたいなことで、いろんな無駄な事業に見えるようなことをたくさんやっているというような部分の行政改革にも利用できるんじゃないかなというふうに感じるんで、そこいら辺もよく吟味してもらって、いろいろやってもらいたいなというふうに思います。要望です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、要配慮個人情報が何点か出たんですが、これ何項目あるのでしょうか。もしわかっていれば教えてもらいた。もう一回、ちょっとすみません、教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、本人の人種、それから信条、社会的身分、病歴、犯罪等の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、本人に対する不当な差別、偏見など、本人に不利益が生じないように、取り扱いに特に配慮を要する記述等の個人情報が要配慮個人情報に該当するということになります。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 会社の概要の中で1ページの2番なんだけれども、独自利用事務、それから情報提供ネットワークを利用して特定個人の連携が可能となったということなんだけれども、具体的な、その連携が可能となって今までだめだったものが可能となった、そういう部分は、この2条と35条ですか、に書いてあるんだけど、その辺のところもう一回説明をしてくれますか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 先ほど申し上げました11の事務につきましては、法定事務ということで、どこの市町村でも情報連携を行うという部分でありますけれども、独自利用事務というものがございまして、番号法の第9条2項に基づきまして、いわゆる市の条例では規定されている事務でございまして、先ほどの11の事務に準ずる事務ということで位置づけられておりまして、甲斐市の場合は、ひとり親家庭医療費助成事務、それから子ども医療助成事務、この2つの事務を独自利用事務という形で定めております。これらの事務に関するいわゆる情報のやりとりは可能となります、ということです。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それが今の、その次にある特定個人情報の連携という部分があるということ、そういうことか。

○委員長（長谷部 集君） 三井部長。

○総務部長（三井敏夫君） すいません、補足説明させていただきます。

この一部改正につきましては、事務上は何ら変わりはないもので、情報の内容を細分化したものであります。

それで、今、委員さんおっしゃられた連携でございしますが、これは、今、課長が申し上げたのは、甲斐市独自で市の条例で定めて連携をしているものでありまして、そのほか法令で定められて連携するものがございまして、ですから、法令あるいは条例で、法令を侵さない限り条例で定めたものは連携が可能と今後なっていくということで、まだ途上の段階でございまして、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、まだ条例の範囲でこの内容が拡大をしていく可能性もあるということですか。

○委員長（長谷部 集君） 三井部長。

○総務部長（三井敏夫君） はい、そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） そういうことね。はい。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料の4ページの下のほうですけれども、要配慮個人情報を保有してはならないと。しかし、保有できることとして法令または条例、それともう一つは審査会ですか、この法令または条例というのは具体的には何を指すのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） ここの部分で条例といいますのは、いわゆる個人情報保護条例が当たります。

法令というのは、先ほど来説明をしております国の法律でございます、個人情報の保護に関する法律というものがございまして、これらの法律に規定されている場合ということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 規定されていることは、具体的にどういうふうに規定されているということですか。

○委員長（長谷部 集君） 小林係長。

○総務係長（小林一三君） すみません、今の松井委員さんからのご質問でございますけれども、4ページの第3条4項の1号、その法令または条例に定めがあるときという、この具体的な内容ということかと思いますが、ちょっと今手元にその具体的なものを例示する資料をお持ちしておりませんのであれなんですけれども、基本的にはここに書いてあるものについての内容ですが、行政機関個人情報保護法の施行令、政令がございまして、その中にですが、こういった情報を保有するに当たって、保有制限がある情報についてもですが、事務に活用、どうしてもやむを得ない理由があった場合については保有することが認められますという規定があるんですけれども、具体的な例というのはちょっとここで持っていないんですけれども、そういった例で規定をさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） わかったことにしよう。

もう一つ、その下にある個人情報保護審査会ですか、これはうちの場合どんなメンバーで

やっているのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 行政経験者、あと有識者の方々を中心に4人の委員にお願いをしてございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、3条が先ほどから大分話題になっていますが、3条の3項で、今までののは具体的に、いわゆる収集してはならない情報というので1項から3項まで掲げてありましたが、これは要配慮個人情報という形でもってひとくくりにして削除してしまったということですが、むしろ具体的に掲げてあったほうがわかりやすいと思うんですが、削除した理由ですね、先ほどは、もっと病歴であるとか差別だとか幾つか言っておりましたけれども、そうしたものまで含めるといって拡大的に解釈するためにこれを削除したのかどうか。その意図はどういう形でこれを削除したのか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 要配慮個人情報の規定は、4ページの上のところ、第2条の2号の3というところに、新たに要配慮個人情報ということで規定をいたしております。中身について具体的なものが書いてあったのかということでございますけれども、今回、行政機関の個人情報保護に関する法律第2条第4項にその旨が詳しく規定されておりますので、そちらのほうの引用を行っているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、この要配慮個人情報といういわゆる用語の定義ですね、そしてどういうものが該当するのかというようなものは、どこかこの条例の中で規定がされているのか、新たにされたのか。どういう形になっているのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 今回、具体的には、従前ありました思想とか信条とか宗教という
ような記述、あと社会的差別とか犯罪とかという具体的な記述は削除したわけでございます
けれども、こちらの行政機関の第2条第4項、これらに全て網羅されているということで、
上位法を特定して引用しているということになりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。
五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の米山議員のことと同じなんですが、要保護の個人情報、例えば地
位とか人種とかいうのは客観的なものでわかるんですが、信条というのが出てくるとしま
す、これはどのような、主観的なのか、客観的なのか、その信条は誰が判断するのかとい
う、そこら辺のことをちょっとご説明いただけますか。信条というのは何なんだろうかとい
うことです。申しわけないですが。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 信条といってもいろいろ多種多様にあると思いますけれども、ど
ういうことを信じているとかという部分で、一概にはこれがそうだというようなものもな
かなか特定できない部分もございますけれども、これらも法令のほうで規定をされているも
のでございまして、自治体として、こういうものをどの範囲まで認めるのかというのはケー
ス・バイ・ケースになろうかと思っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 例えばこの信条を悪用する、行政とかいろんなところが信条を持って、
要するに、こいつは性格悪いとか、何かにかぶれているとかいうふうな情報があると思うん
です。これが一般的にどこで管理しているか、それを悪用するという恐れがあるんじゃない
かなと思うんで、その信条、今ご説明、なかなか難しい部分があろうかと思いますが、この
辺は行政のほうとすれば、信条をどこまで把握するのか、またすべきなのか、この辺はどう
なんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 基本的には、こういう要配慮個人情報みたいなものは保有しては
ないという部分ですので、行政としては、こういう部分については基本的にはかかわらない
といえますか、取り扱いをしないというのが基本的な考えでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第43号 甲斐市個人情報保護条例及び甲斐市情報公開条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

これで条例審査を終わります。

続いて、補正予算の審査を行います。

議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前に、お諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より補正予算説明書8ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費について説明をお願いします。

石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

総務課の補正予算内容につきまして説明をいたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページになります。

今回の補正は、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費のうち、04の市有財産維持管理事業の15節工事請負費151万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。

市の普通財産として、玉川東区に無償貸与しております倉庫ほかの解体に要します経費の計上でございます。財源は全て一般財源となります。

当該倉庫につきましては、過去、玉川夜警詰所として使用されていましたが、平成2年に別の場所に消防団詰所が新設されたため、区の要望により防災倉庫として貸与してまいりました。建築年月日は不明でございます。コンクリートブロック造で、屋上にプレハブ小屋が設置されております。

今年度に入りまして倉庫隣接地の宅地開発計画によりまして、倉庫の軒の一部が開発計画地に越境していることが判明いたしました。開発は今年度中に行う予定であること、また倉庫隣接道路は幅員も狭く、交差点に近いなど道路見通しも悪いことなどから、今回解体を行うものでございます。

工事内容は、倉庫及び隣接して設置してございます火の見やぐらの解体、また区広報スピーカーの移設となります。なお、玉川東区では新たに防災倉庫を購入し、公民館の敷地に設置することで協議が整っております。

以上、総務課の補正予算概要につきまして説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、撤去した後はどういうふうにご利用というか、処理をするのか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） その部分につきましては一応道路敷地として、そのまま道路幅を広くとるということで、建設課のほうと話が整っております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、今あったところは全てを道路に使っちゃうということですか。

ある一部道路をやって、残地が残るのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

- 総務課長（石合雅史君） 全て道路の敷地として利用します。
- 委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。
- 委員（斉藤芳夫君） 今の解体の中に火の見やぐらが含まれているという話を聞いたんだけど、もとは消防団の詰所として火の見やぐらを使っていたんだと思うんですよね。それで移転したということについては、移転したところに新しい火の見があるということですか。
- 委員長（長谷部 集君） 石合課長。
- 総務課長（石合雅史君） 新設された詰所の場所には火の見やぐらはありません。
- 委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。
- 委員（斉藤芳夫君） その新しい消防団の詰所は私は見たことないんだけど、それは現状の火の見やぐらの近くですか。
- 委員長（長谷部 集君） 石合課長。
- 総務課長（石合雅史君） 玉川西の公会堂のところにあります。
- 委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。
- 委員（斉藤芳夫君） そうすると、玉川東の消防団の詰所は西と一緒にしちゃって、片方しかないということですか。
- 委員長（長谷部 集君） 石合課長。
- 総務課長（石合雅史君） 防災のほうが詳しいですけども、竜王の3分団の詰所という位置づけで新しい詰所のほうを使っているということになります。
- 〔「分団で分けているの」と呼ぶ者あり〕
- 総務課長（石合雅史君） 分団の区別でもって分けています。
- 〔「分団の分団の枝がまたあるから」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。
- 委員（斉藤芳夫君） 火の見やぐらは非常に今、実は消防団の中でも問題になっているものであって、例えば使わないから要らないという考え方と、いや、どうしても便宜上土地が狭い、いろいろな理由の関係でホースを干したり何だりでどうしても要るんだという意見のところと両方あるわけですよ。そういうときに、要らないから解体しちゃえばいいというふうに一方づけるのか、その都度、いや、これは重大な問題という、古村区の場合には移転してどこかに置かなきゃいかんという問題が現に出ているというようなことから、参考にちょっと聞いたかったんだけど、この玉川東の火の見やぐらは解体して、新たな設置はないと

いうことでいいということですね。そういう認識が総意で決まっているということですね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 防災担当と確認をしまして、これまでもほとんど使われていないという実態がございますので、逆に、その火の見やぐらだけ残すと、せっかく倉庫を撤去して、その火の見だけ立っているということになりますと、また交通の妨げにもなるということですので、今回は撤去するという事です。

○委員長（長谷部 集君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほど、あそこは変則的な四つ角になっているんですけども、撤去したあと道路を拡張するという形だという説明ですけども、あそこだけ拡張して、あれから集会所に向かって北に上がってくる道路というのも少し拡張するという形でしょうか。あそこはそれほど拡張する場所はないので、あの四つ角になる部分だけを広くするのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 道を広げるということではなくて、今まであった倉庫を取り除くことによって、そこが道として使用が可能になるということですので、それから先を拡幅するかどうかというのは、また建設課のほうの所管になりますので、今回の場合は、あくまでも撤去したその後の土地ですね、その部分の利用は道路として使用するということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この市有財産の維持管理事業、今回は何か隣接のほうに邪魔になるということで撤去するという事になったという説明でしたけれども、この市有財産維持管理事業の中で、今後、差し当たってはあれですけども、こういうものというのは結構出てくるんですか。今の段階では、そういう予測というのはあるんですかね。調査というかして、つかんでいるんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） たまたま今回、隣接地の開発計画が持ち上がりまして、軒が隣の土地にはみ出ているということが判明したわけでございますけれども、基本的に財産として所有しているものにつきましては、建物もございまして、あとは土地もございまして。基本的に不要な土地等につきましては売却を進めて、その費用を一般会計のほうへ財務として計上

するというようなことを続けていきたいと思えますし、また建物につきまして、具体的に直接そういうものを貸しているというような部分、私もちょっと詳細なものをきょう持ち合わせておりませんが、当然、老朽化してくれば使用上も非常に危険をはらんでくるという部分がございますので、その辺は施設の状況等を見ながら、不要なものについては、貸し出しているような場合、地元と協議しながら取り壊し等も必要になってくるものもあるというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、課長がお答えいただいたように、ぜひ市有財産の維持管理事業ということですので、早目早目にその状況というか、現況をつかんで、それで、今、課長言われたように対処していただければいいと思います。よろしくお願いします。要望で結構です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

続いて、防災危機管理課より、補正予算説明書10ページ、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願いいたします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課より6月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費の補正予算につきまして説明申し上げます。

02の防災無線施設維持管理費につきまして274万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容であります、甲府市の富竹中学校の北側にありますが甲斐市富竹新田地内の個人の

所有の土地に、現在、防災行政無線の放送塔を設置しております。今回、当該土地の所有者が売買によりかわりまして、平成29年、ことしの9月ごろに完成予定で会社の事務所を建設することに伴い、現在、放送塔並びにすぐそばに東電柱が立っているわけですが、そこを出入り口として利用する計画で、放送塔が支障となるため移設をしてほしいという要望がございましたので、移設に必要な経費について補正をお願いするものであります。

次に、04の災害対策整備事業につきまして6万円の増額補正をお願いするものであります。

内容でありますけれども、本市に防災危機管理アドバイザーを置くことにより市の防災力の向上だけでなく、自主防災組織に向けた講習会や訓練などの実施についても幅が広がることから、防災危機管理アドバイザー設置要綱を制定し、アドバイザーの報酬を日額6,000円とし、10日分の補正をお願いするものであります。

以上、防災危機管理課関係の6月補正予算について説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） アドバイザーはどんな方なんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 現在うちのほうで考えておりますのは、日ごろから地域防災リーダー養成講座のリーダー講習の講師とかをお願いしているNPO法人の災害・防災ボランティア未来会の代表の山下さんを考えておりまして、要綱等を作成しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、富竹新田に無線施設が、年数がたつての移設ということなんですけれども、これはどこへ、すぐそばへ移設するんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 現在、東電柱も一緒に移設というような形になるんですけれども、同じ敷地の中の今回土地利用の支障のないところへ移設させていただくという

ことで、現在、新しい所有者の方と話をしておりますので、同じ敷地ですが場所の移動をして端のほうへ移設ということで継続しております。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほかは質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほどの防災対策整備事業で防災危機管理アドバイザーのとありましたけれども、これはこの整備事業自体の内容はこれでアドバイザーの訓練のための費用でずっと固定していくのでしょうか。どのぐらいの期間というか、そういうものはあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） アドバイザーの任期は、要綱では1年ということで定めておりますが、再任を妨げないというような形になります。ただ、うちのほうで内々に考えているのは、おおむね5年くらいをアドバイザーとして、山下さんが続くかどうかはわかりませんが、アドバイザーとしては5年くらいはお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この災害対策整備事業としてアドバイザーを頼むのもいいんですが、また9月ごろになると防災の日が近づいてきますよね。去年のことを余り蒸し返して言うのも何ですが、そういう防災無線の不備がありましたよね。その後その方面の、ここには予算的には計上されていないんですが、その辺の維持管理というか、点検みたいなものはきちっと進んでいるんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 昨年の防災訓練の際には、双葉地区について放送が流れないというふうな事態になりまして、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。本年度につきましても、業者のほうに年間2回の点検、それから防災訓練の、ことしは9月3日が当日になりますけれども、その直近の日にまた点検をお願いするように考えております。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 念には念を入れて、そのことが何回もならないように、この間も一般質問の中で防災無線の運用上の話も出ましたけれども、防災無線がきちっと機能を果たすような、日ごろからの点検や何かをよろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 参考までに聞きたいんですが、こういう放送塔の場合、同じ敷地内、何メートルかわかりませんが移動する場合は、今までの放送施設をそのまま使って移動するのか、新たにコンクリート打ちから始まって塔を新しくするのか、ケース・バイ・ケースだと思うんですが、今回の箇所についてはそのまま引っ張ってやれば、簡単に言えば、ものなのか、それとも新しくすべきものなのか。今後はいろいろなところに出てくる可能性もあるんですが、この辺いかがなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 今回の放送塔の柱ですけれども、3段の構造になっておりまして、一番下のものについては流用ができないということで新しいものになりますけれども、上から2段については今使っている放送塔を使って移設を行うというふうに計画しております。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） この維持管理の中に借地料的な要素、ほかにも市内にあると思うんですが、こういったものも入っているんでしょうか、それとも全く入っていないのか、この辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 今回補正をお願いするものについては、工事費についての補正をお願いするところがございますけれども、当初予算に、子局が約190カ所ありますけれども、40カ所、40基が個人の土地に立っておりますので、年額1,000円ですけれども、その借地料については当初予算のほうに計上させていただいております。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 関連といいますか、防災無線施設、富竹中の近くだから、あそこは行政区が甲府市とまた甲斐市ということであるんですけれども、放送をなさって、地元は甲斐

市の住民は聞こえないということもあるんだけど、逆に言うと、今度は甲府市の市民がうるさいとか、そういうことのクレームとか、また、その辺の境界の住民では大変放送は難しいかなと思うんですけども、どんなふうな意見があったり、相談事があるかお尋ねしたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 議員さんのご指摘のとおり、隣接の市との境になるものですから、甲府の市民の方から、うちに関係ない放送が流れてというふうな、確かに苦情は来ているところですけども、うちのほうでも必要最低限の放送をさせていただいているということでご理解をお願いしているところでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で9款消防費、1項消防費、5目災害対策費の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

会議の再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時51分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて市民活動支援課より、補正予算説明書8ページ、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費について説明をお願いします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 引き続きまして、市民活動支援課より第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

01の自治振興事業につきまして、補正前の額6,200万2,000円に補正額1,142万5,000円を増額し、補正後の額7,342万7,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、古村区公会堂の建てかえに係る地域集会所施設建設費補助金892万5,000円と、平成28年度に申請をしておりました一般財団法人自治総合センターの自治振興

事業につきまして、大下条東区、大下条西区自治会の一般コミュニティー助成事業が採択されたことに伴いまして、限度額の250万円、合わせまして1,142万5,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、古村区公会堂につきましては甲斐市地域集会施設建設費補助金交付要綱の規定によりまして補助額を算定いたしましたものとなっております。補助対象経費は、主体工事費及び附帯工事費となっており、補助額は補助対象経費の2分の1以内であります。建設面積に応じた補助限度額が定められております。古村区の場合は195.43平方メートルの建築面積でございますので、190平方メートルから215平方メートル未満という区分に該当しまして、補助限度額が892万5,000円となったものであります。

また、一般コミュニティー助成事業につきましては、大下条東区、大下条西区自治会のアルミ製やぐらステージの申請が採択され、限度額の250万円が交付決定となりましたので、歳入歳出予算に計上させていただきました。

以上、補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） このコミュニティー事業の助成は一応申請をすると思うんですけども、その申請の状況というか、それはどのぐらい毎年申請が出ているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） 今年度採択を受けましたコミュニティー助成事業であります。28年度中に申請があった件数が7件中1件でありました。また、参考までに、28年度に関しましては6件中2件の採択があったところでございます。

以上となります。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 前年度は2件の採択ということなんだけれども、これは年度によって違うのか、その採択の件数というのはどんな形で決まっているか、それはこっちで決めることじゃないから何とも言えない部分はあるんだけれども、その年度によって状況は変わるということなのか。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） こちらにつきましては、一般財団法人自治総合センターが採択、不採択の決定をするところであります。

過去の実績を見ますと、甲斐市におきましては自治会の関係であれば2件ないしは1件の採択をいただいているところであります。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 古村公会堂の件についてはありがとうございました。これがみんな一般財源というところにちょっと、移転収容なのでという部分で、財源的にはちょっと何かという感じはしないでもないんだけど、とりあえず上限いっぱいいただいたということで、ありがとうございます。

今のコミュニティー助成の中のアルミのやぐらステージというふうに言っていましたけれども、これは固定されて置いてあるという話じゃなくて、組み立てたりばらしたりと、大体大きさがどのくらいでどうのというのはわかりますか。うちでも出したい。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） 今回、大下条東、西自治会のほうで採択を受けましたアルミ製やぐらの大きさにつきましては、幅4メートル55センチ、奥行き3メートル、高さ1.2メートルのやぐらステージとなります。こちらのやぐらステージに関しましては、ばらして保管することができるものになります。

以上であります。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今、内藤委員からも話があったんだけど、申請と受理、2件、1件云々という話だけでも、積み残しが幾つもあるという話ですか、今現状は。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） 28年度の申請状況につきましては、先ほども申しあげましたように7件中1件ということになりまして、残りの6件が全て、基本的に要望があれば全部こしも上がってくる予定になります。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そうすると、それは累積で7件という意味ですね。大体、ほとんど。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） はい、そのとおりになります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2款総務費、第1項総務管理費、14目諸費についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、生涯学習文化課より補正予算説明書10ページ、10款教育費、6項社会教育費、

1目社会教育総務費及び4目文化財保護費について説明をお願いします。

土屋生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） お疲れさまでございます。

先日の（仮称）中部公園セミナーハウスの起工式には、6月定例会前のお忙しい中、ご臨席をいただきましてありがとうございました。

それでは、生涯学習文化課より、6月補正についての説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

中段、中ほどにあります10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費であります。

補正前の額7,264万4,000円に120万円の増額補正をお願いし、7,384万4,000円とするものでございます。

財源内訳のその他、諸収入120万円につきましては、コミュニティー助成事業の助成金となります。この助成金につきましては、恐れ入りますが6ページ、7ページをお願いいたし

ます。

歳入の部の中ほど、中段にあります20款諸収入、5項雑入、1目雑入、そのまま右に目を移していただき7ページ、9節教育費雑入にコミュニティー助成事業助成金120万円を計上しております。

恐れ入りますが、11ページにまたお戻りください。

説明の欄の11生涯学習推進事業120万円の事業内容ですが、平成28年度に申請をしておりました一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業において、甲斐和太鼓衆信玄太鼓保存会が使用しておりますところの太鼓の革の張りかえ修繕費について、一般コミュニティー助成事業で事業採択されました。ですので、一度市に入金されました後に信玄太鼓保存会に120万円を助成するものでございます。

続きまして、10ページの4目文化財保護費でございます。補正前の額1,249万2,000円に398万円の増額補正をお願いし、1,647万2,000円とするものでございます。

財源内訳、その他諸収入100万円につきましては、シンポジウム助成事業の助成金となります。この助成金につきましては、先ほど同様、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の部の中段にあります20款諸収入、5項雑入、1目雑入、そのまま右にまた目を移していただき、7ページ、9節教育費雑入にシンポジウム助成事業助成金100万円を計上しております。

再び11ページをお願いします。

説明の欄の02文化財保護事業につきましては、既に当初予算に計上してありますところの金の尾遺跡発見40年記念シンポジウムの財源内訳の補正となります。

10ページの財源内訳をごらんください。

一般財源を100万円減額し、かわりにその他財源100万円を増額する内容となっております。

次に、同じく4目文化財保護費の2つ目でございます。財源内訳のその他、諸収入、文化財調査受託事業収入398万円につきましては、原因者負担によります事業費の全額分を財源とする県からの文化財調査受託事業収入でございます。この助成金につきましては、恐れ入りますが6ページ、7ページをまたお願いいたします。

歳入の部中段になります20款諸収入、3項受託事業収入、3目教育費受託事業収入、そのまま右へ行きまして7ページ、1節社会教育費受託事業収入に文化財調査受託事業収入として398万円を計上しております。

11ページに戻っていただいて、説明の欄03文化財調査事業398万円の事業内容につきましては、都市計画道路田富町敷島線道路改良工事に伴います敷島地区の天下条地内の埋蔵文化財発掘調査を昨年度実施いたしました。その際に出土しました出土品等の整理、分析調査に係る経費でございます。

内訳としましては、作業員の賃金、調査報告書作成のための印刷製本費、出土品等の実測、保存処理の委託料、実測機器等の借り上げリース料でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今の発掘調査の件ですが、出土したものはどこで整理、分析しているのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 出土したものにつきましては、文化財整理室といたしまして、場所につきましては敷島庁舎の裏側にあります施設で行っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） シンポジウムなんですけれども、秋口にたしか、9月の末ぐらいだったかな、そんな説明を受けたことがあると思いますが、具体的に日程が決まっている、場所はどこなのか、内容はどういうことをやるのか、というのはここまでも来れば大体固まっていると思うんですよ。ちょっとご紹介いただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） シンポジウムにつきましては、開催日時につきましては平成

29年10月14日土曜日を予定しております。

会場につきましては、竜王図書館の視聴覚室で実施を予定しております。

内容につきましては、講師の先生方5名ほどを予定しておりまして、午前、午後に分けて1部・2部制で行わせていただく予定であります。

まず、金の尾遺跡の概要、それから金の尾遺跡の発見の当時の状況、それから金の尾遺跡は具体的に史跡保存という形ができない状況でありますので、史跡保存ができなかった遺跡の活用方法等につきまして講演あるいはパネルディスカッションを予定しております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 図書館でやるとなると、もう何百人という数じゃないと思うんですが、その講師以外に参加される方々、県内もしくは全国にわたるのか、市内だけに限るのか、どういった方々を対象もしくは公募されるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 収容人数ですけれども、183名収容ができます。

来ていただける対象の方は、甲斐市民あるいは山梨県、広く県外も含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費及び4目文化財保護費についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、企画財政課より補正予算説明書8ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企

画費について説明をお願いします。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課からお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、08遠距離通学定期券購入費補助事業240万円の増額につきましては、中央東線の利用者の増加や竜王駅、塩崎駅の活性化及び進学時等の人口転出を抑制するため、山梨県が今年度から実施している平成29年4月1日以降に県外の大学等に自宅から通学する学生を対象とした通学定期券の購入費補助事業を活用して、通学定期券購入費に対する補助金を計上するものでございます。

財源内訳の国・県支出金につきましては、県補助金として、補助率2分の1であります鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金120万円でございます。

補助事業の概要であります。補助金の交付の対象となる者の条件といたしまして、1つ目といたしまして、甲斐市に住民登録し在住している者で、平成29年4月1日以降に竜王駅または塩崎駅から中央東線を利用して自宅から県外の大学等へ通学を始めた者、2つ目といたしまして、鉄道会社から通学定期券の発行を受けた者、3つ目といたしまして、大学等の学年が1学年から3学年までの者、4つ目といたしまして、生計を一つにする世帯に属する者も含め、市税等を滞納していない者で、これらの条件を満たすものでございます。

補助金額は、通学定期券の購入額の2分の1以内で、限度額は月1万円でございます。

本年度、20人の利用者を見込み、240万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについては新聞等にも出たんですけども、あとPRというか、周知というか、その辺のところはどんなことでやってきたのか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 議会の議決をいただいた後に早急に、まずはホームページ上でこの事業のPRをさせていただきたいと思います。

そのほか広報紙への掲載、また、今パンフレット等を作成中でございますので、公共施設、竜王駅、塩崎駅等、そちらのほうにパンフレットを置きながらPRをしていきたいと思っております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、これを事業としてやった後の検証というか、そういうようなことはどういう形でやっていくんですか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 基本的に、この事業が3年間の周期を定めた事業でございます。ですから、3年たったときの実績等を勘案いたしまして、この事業を継続する必要があるのか、または廃止するのか、県のほうでも3年間という形で補助事業を行っておりますので、県のほうがまた継続期間を延ばすのか、いろいろな条件があると思いますけれども、まずは、どれだけこれを活用していただける方がいるかということが一番のポイントになってくると思いますので、その点等を重要視しながら、今後3年後に向けまして、どのような形で検証を進めていくか検討していきたいと思っております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これはあれですか、全国的な国の施策あるいは県が独自でやっている、どういう事業ですか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 今回活用するのは、山梨県が単独で行っている事業で、それを2分の1の補助金をいただきますので、それを活用して行うものでございます。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今、予算は20人という話で説明を伺いましたけれども、29年に入っちゃったから、28年とか27年の実数というものの把握というのは何か方法があってできているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 助成対象者の絞り込みですけれども、実際の27年、26年の

実数ではありませんで、まず、東京圏内への自宅通学者数を割り出しています。これは平成22年度の国勢調査人口の数値をもとにしております。最新の27年度の数値におきましては、一応、国のほうからは今月の28日に公表するというようになっておりますので、今現在は22年度の国調人口の数値をもとにして算出しております。

その東京圏内へ自宅通学している数に対しまして、自宅の通学率がございますので、それを掛けまして住民基本台帳人口の18歳以上の人口等を勘案しまして、それらを勘案して計算したところ、東京圏内へ自宅通学者数として通っているのは11人じゃないかということで、うちのほうで推計しております。

ですから、一応11人ということですがけれども、うちのほうでも中央東線の活性化等を進めていきたいので、予算では20人という形で計上させていただいているところでございます。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） すると、一応県では3年間という話でやってみようという話なんだろうけれども、3年行く人もいる、4年行く人、1年、2年といろいろな種類があると思うんだけれども、1人が3年とか、1人が1年とかというふうなずれが出てくると思うんだけれども、それについては、例えば1人が3年間ずっと補助を受けるというような可能性もあるということですか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 一応29年4月1日以降に県外の大学等に通出した方ですので、今年度4月にさかのぼってまず遡及適用いたしますので、今年度、1学年で申請してくれば、3学年までの3年間は補助金を交付する形になっております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） レアケースかもしれないけれども、対象が竜王と塩崎駅を利用する甲斐市民ということですよ。そうすると、例えば私どもの長塚みたいに甲府駅を利用して通

学する人、双葉の西のほうは菫崎駅を利用する方もいらっしゃるかもしれない、その場合の救済措置というのがあるのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 救済措置はございません。この事業自体は中央東線の活性化を目的としてやることになっております。ですから、まずは竜王駅、塩崎駅の駅の活性化等もうちのほうは含んでおりますので、必ず塩崎または竜王駅から乗車していただきまして通学している方を対象にしておりますので、大変申しわけありませんけれども、その方々は対象外という形になります。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 先ほど11名が対象だということなんですけれども、その方は全て竜王それから塩崎の利用なのか、甲府駅も含めた数なのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 先ほどの11人は、まず、うちのほうで今回予算を盛るに当たって、どれだけの方々が利用しているかという推計を国調人口から求めさせていただいてございます。ですから、その11人の内訳は、うちのほうで今現在は把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 県の事業で、これにのっかって取り入れるということですが、先ほどから聞いていますと要件も4つほどございますし、補助率等も決まっていますが、これを実施するに当たって、補助金交付要綱みたいなものはつくられるわけでしょうか。どういう条件、具体的な条件等があると思いますが。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 補助金の交付要綱は作成いたします。

対象者は、先ほど4つのものを述べましたけれども、補助対象となる方々はその4つの条件を満たす者でございます。

あと、金額等は、限度額が1万円で、定期券の2分の1以内という形になっておりますので、それらを規定したものの要綱を作成する形になっております。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） つくられるということですが、そうなる具体的なものはっきりわ

かるわけですが、こうして予算措置をする以上は、本来ですと、この議会資料に案でも掲載していただければ、より具体的な内容がわかってよろしかったと思いますけれども、今になっては仕方ないですが。次回からはそんなことで、つくるのであればあらかじめ提出をしていただきたいと思います。

それから、もう1点、先ほどから東京という言葉が出ていますが、長野県も、例えばこちらから中央線を使って大学へ通うという場合は該当になるのか、ならないのか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 長野県内のほうに通学する方も該当になります。

中央東線は、東京駅から塩尻駅までの間が指定されておりますので、その間を利用していただきまして通学する方は対象になります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで歳出の質疑を終了します。

続いて、歳入について行います。

補正予算説明書6ページ、14款国庫支出金から21款市債まで一括して説明をお願いいたします。

横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算5,445万8,000円につきまして、財源となります歳入予算について一括してご説明いたします。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお開き願ひます。

初めに、14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金263万5,000円の増額につきましては、産婦健康診査事業補助金でございます。7月1日から施行予定の産婦健康診査費助成事業として、出産後の母親が精神的に不安定になる産後うつ予防及び新生児への虐待や育児放棄の防止につなげることを目的に、本市に住所を有する産婦を対象とし、産婦健診2回分の費用に対し、1回当たり5,000円を上限として助成いたします。この助成金の2分の1が国から交付されるため計上するものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金800万円の増額につきましては、都市公園事業費補助金でございます。補助率は3分の1で、(仮称)上八幡公園整備事業の用地買収に伴う物件補償費が国庫補助金の対象となりましたので計上するものでございます。

次に、15款県支出金でございます。2項県補助金、1目総務費県補助金、2節企画費補助金120万円の増額につきましては、鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、18款繰入金でございます。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金1,874万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入でございます。3項受託事業収入、3目教育費受託事業収入、1節社会教育費受託事業収入398万円の増額につきましては、文化財調査受託事業収入でございます。平成28年度大下条地内の都市計画道路田富町敷島線道路改良工事に伴う埋蔵文化財の確認調査を実施いたしました。発掘された出土品の整理、分析調査につきましては本年度行うため、費用は全額原因者であります山梨県の負担となることから、歳出と同額を計上するものでございます。

次に、5項雑入、1目雑入でございます。1節総務費雑入250万円の増額につきましては、コミュニティー助成事業助成金でございます。大下条東・西自治会が財団法人自治総合センターへ申請しました事業が一般コミュニティー助成事業として採択されたことにより、市が250万円の助成金を受け、自治会に交付するものでございます。

次に、9節教育費雑入220万円の増額でございます。

内訳といたしまして、コミュニティー助成事業助成金120万円につきましては、甲斐和太鼓衆信玄太鼓保存会が申請しました事業が一般コミュニティー助成事業として採択されたことにより、市が120万円の助成金を受け、信玄太鼓保存会に交付するものでございます。

次に、シンポジウム助成事業助成金100万円につきましては、当初予算に歳出予算を計上し、10月14日土曜日に実施する予定で進めております金の尾遺跡発見40年記念シンポジウムの事業が財団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業において採択され、助成金が交付されることとなりましたので、教育費の文化財保護事業へ充当し、財源更正するものでございます。

次に、21款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債1,520万円につきましては、(仮称)上八幡公園整備事業の用地買収に伴う物件補償費の財源として合併特例債を増額す

るものでございます。

地方債の現在高の見込みに関する調査につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書の14ページをお開きください。

表の一番下の行が合計でございます。今回の補正で1,520万円を増額いたしますと、今年度20億5,278万円の起債の発行を見込み、一番右の列の下になりますが、平成29年度末の現在高は256億9,009万9,000円となる見込みでございます。

以上で歳入予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

これより議案第47号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願審査を行います。

請願第29－2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります松井議員より、請願の内容説明等をお願いいたします。

○議員（松井 豊君） 既に請願についてはお読みいただいているとは思いますが、そんなに長い文章ではないので、ちょっともう一度読み上げさせていただきます。

戦前、天皇政治のもとで主権在民を唱え侵略戦争に反対したために治安維持法で逮捕され、拷問による虐殺、獄死という多大な犠牲を多くの国民が受けました。治安維持法が制定された1925年から廃止されたまでの20年間で、学者、宗教者、文化人など逮捕者は数十万人、検挙された人が6万8,274人、虐殺された人が93人以上、拷問・虐待などによる獄死は400人余りに上っています。甲斐市の治安維持法犠牲者は、オサダイワイチ氏、オオクボヨシノリ氏、ワタナベマサタロウ氏などです。日本がポツダム宣言を受諾した治安維持法は、政治的自由と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人は無罪とされました。しかし、日本政府はいまだにその犠牲者に対し謝罪も賠償もしていません。ドイツでは連邦補償法でナチス犠牲者に謝罪し、賠償しています。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ、カナダでは、第2次大戦中に強制収容した日系市民に対し大統領が謝罪し、賠償をしています。韓国では治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給しています。1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し戦争に反対した者として、その行為を高く評価されなくてはならないと指摘し、補償を求めています。

お手元にあります資料を簡単に説明させていただきます。

これは、国会議員に提出した資料であります。そこにありますように、もう90代の高齢の方が大多数です。めくっていただきまして、詳細の説明は時間の関係で省きますけれども、そこにありますコマシタ記事などを初め、多くの虐殺の犠牲者が出ています。また、助成に対する協力、その他いろいろ問題があります。

世界では、例えばドイツでは2010年までに680億ユーロ、約8兆円が15万3,000人に支給される。韓国、アメリカの先ほどの強制収容の関係も含めて、おおむね解決されているところです。

しかし、日本では依然この問題で謝罪もなければ賠償もないという問題を抱えています。既に地方議会では404議会で意見書が採択をされており、全国的な動きにもなってきています。

最後、裏のほうは治安維持法に関する資料ですので、参考にしていただきたいと思います。私のほうからのお願いは以上であります。

[発言する者あり]

○議員（松井 豊君） 申しわけありません。ちょっと久しぶりで上がってしまして。

文書の最初のところ、以上のような国内の動きは治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の正当性と必要性を証明しています。つきまして、同じ過ちを繰り返さない立場から、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に対し治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うことを要望する意見書を提出していただきたく請願をいたした次第です。

請願項目につきましては、国会と政府に対し、治安維持法犠牲者の名誉回復を図るとともに、謝罪と賠償を行う治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書を提出してくださるようお願いいたします。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

松井委員は自席のほうにお戻りください。

これより、本請願について順次、各委員の意見を求めます。

副委員長より順次お願いいたします。

○委員（滝川美幸君） 大変難しい請願だなということを、ここのところしばらく考えているんですが、本当に私たちも申しわけないんですが詳しくわからない。そして、結論から申し上げますと、この請願が賠償法の制定を求めるということで、国がその被害を受けた方たちに対する謝罪をしていないという点では、私はこれは国の責任として、時代は変わったとしても、その方たちの人権を認めるという意味では、やはり謝罪は必要であると思いますが、それに対しての賠償法という、何らかの賠償ということに関しましては、この歴史の中で日本も何回かの大きな戦争を繰り返して、その犠牲になった人たちというのは本当に数え切れなくいるわけでありまして、どこまでその賠償をしていいかということについては、とてもしていくことはできないだろうということを今感じています。

私の父親も今は94歳で、ちょうど青春の18歳から22歳までは戦争に駆り出されて非常に苦勞して、その後日本に帰ってきて家族を養って今まで来て、まだおかげさまで元気であるわけですがけれども、そういう中で、日本に帰れなかった若者たちがどのくらいいるか、またそれで家族を失った、母親、それから父親を失った子供たちがこの戦後を生き抜いてきて、今日本があるわけですよ。そういう方たちの活動というのは非常に大変な苦勞をなさったことは十分承知をいたしますし、この国は今、安倍政権の中で、その方たちに対する謝罪というものは私は入れても構わないとは思いますが、賠償という意味では無理だろうなということを感じておりますので、ここに賠償法という名前がついているというところで、私は今回不採択をさせていただこうと感じています。

○委員長（長谷部 集君） 不採択ですね。

次に、松井委員お願いします。

○委員（松井 豊君） 私のほうは、当然紹介議員として採択をしたいと思います。

戦争そのものの犠牲者については、また別の対応がされています。これが十分かどうかという問題はありますけれども。一応これは治安維持法に係って犠牲になった方についての謝罪と賠償ですので、そういった趣旨で採択したいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 次に、斉藤委員お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 当時の政治の背景、戦争反対を唱えた一部の思想家のリーダーに対して、戦後悪法として廃止されたとはいえ、当時は憲法違反だった。そういった一部の者に対

して謝罪、補償を求めるという内容は、一般的な市民感情、国民感情的に言うと、何か哲学的な色の濃いという形の請願になろうと思うんで、私としては不採択と考えます。

○委員長（長谷部 集君） 次に、有泉委員お願いします。

○委員（有泉庸一郎君） 私も、このいろいろな戦前の話ですよ。もう廃止されてから70年ぐらい経過しているわけです。結論から言えば、治安維持法もそうですが、いろいろ戦争自体の問題もあるでしょうし、賠償するというような請願には反対でお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 次に、内藤委員お願いします。

○委員（内藤久歳君） 請願については請願者の意思とかそういった紹介委員の説明の中で、ある部分では理解もできる部分もありますし、国民的世論の中でも、今回、共謀罪に関連した部分もあって、この請願自体の採択、不採択という部分については非常に判断に迷う部分もあるわけですが、70年が経過した今、内容的にはまだまだ我々が知らないというか、部分もあって、自分自身もどういう形がいいのかなという判断、これなかなか難しいという部分がございます、その点については、これをどういう形で請願者の意思を継いで我々が判断するかということも非常に難しい部分があると思います。そういう点があるけれども、今回については、そういうことも含めて不採択でお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 最後に保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 治安維持法自体が悪法であるということは十分認識しております。ただ、今回、ある一部の人たちに対してだけの賠償金みたいな感じでいきますと、それはいかなものかなというところですよ。私としては不採択ということをお願いしたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 各委員の意見をお聞きいたしましたので、一度ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願第29－2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願について採決を行います。

本請願について採択することに賛成の方のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長谷部 集君） 起立少数でございます。

よって、本請願は不採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

これで請願第29－2号の審査を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より何かあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

次に、事務局より何かありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、その他を終了します。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分